

4. 本章要約

(1) 知的財産の出願件数

①特許

- ・ 大企業、中小企業の1社あたり出願件数を比較すると、2017年時点で大企業が84.3件/社、中小企業が3.5件/社であり、大きな差があるが、大企業の1社あたり特許出願件数は減少傾向、中小企業の出願件数は増加傾向にある。
- ・ 中小企業における特許の裾野が広がりつつあるが、大企業との差は依然として大きく、特許の普及啓発を引き続き進めていくことが求められる。
- ・ 地域別・規模別に1社あたり出願件数をみると、大企業は三大都市圏で多く、中小企業「中部」の出願件数が他地域に比べて多い。

②実用新案

- ・ 大企業、中小企業の1社あたり出願件数を比較すると、2017年時点で大企業が2.3件/社、中小企業が1.3件/社であり、大企業は中小企業の約2倍となっている。推移は大企業、中小企業とも横ばいである。
- ・ 地域別・規模別に1社あたり出願件数をみると、大企業では四国の件数が大きく、中小企業では地域による違いはみられない。

③意匠

- ・ 大企業、中小企業の1社あたり出願件数を比較すると、2017年時点で大企業が14.0件/社、中小企業が2.9件/社であり、大企業は中小企業の約5倍となっている。推移は大企業が減少傾向、中小企業は横ばいと異なる。
- ・ 地域別・規模別に1社あたり出願件数をみると、大企業では四国の件数が大きく、西高東低の傾向がみられるが、中小企業では地域による違いはみられない。

④商標

- ・ 大企業、中小企業の1社あたり出願件数を比較すると、2017年時点で大企業が9.3件/社、中小企業が3.0件/社であり、大企業は中小企業の約3倍となっている。推移は大企業がほぼ横ばい、中小企業は増加傾向となっている。
- ・ なお、出願件数（総数）については、2016年から2017年にかけて、企業規模によらず急増している。ネット通販などインターネットを利用したサービス提供に関連する事業が増加したことで、当該分野での商標出願が増加したことが要因として考えられる。なお当該分野は小規模な企業による事業も目立つため、商標出願に特長的な傾向がでたものと推測する。
- ・ 地域別・規模別に1社あたり出願件数をみると、大企業では近畿の件数が大きく西高東低の傾向がみられる。中小企業でも近畿の件数が多い。

(2) 知的財産権の所有状況

- ・ 大企業は中小企業に対し、特許権で9.9倍、実用新案権で9.7倍、意匠権で17.8倍もの所有率の差がある。また、権利区分でみると、大企業では実用新案権1に対して意匠権が2、特

許権が3の比率となるが、中小企業では実用新案権1に対して意匠権1、特許権3の割合であり、意匠権の所有割合が大企業に対して低い。なお、いずれの権利区分も、中規模企業と小規模事業者では、中規模企業の所有率が若干大きい。

- ・ また、所有率と売上は相関がみられ、売上が大きいほど所有率が高い。

(3) 知的財産権の使用状況

- ・ 大企業が所有する知的財産権のうち、2017年の特許権の使用割合は36.3%、実用新案権は51.3%、意匠権は43.9%である。
- ・ 一方、中小企業の2017年の特許権の使用割合は、中規模企業で44.7%、小規模事業者で61.9%であり、規模が小さくなるほど、真に使用する特許の出願割合が高くなる傾向がうかがえる。
- ・ 大企業が所有する特許権について、使用されていないものは中小企業に対して開放するなど、知的財産の活用を促していくことが求められる。
- ・ 一方、売上高の低い企業における特許権使用状況は極端に低いものではなく、規模を問わず活用前提で権利化を進めていることがうかがえる。所有率は売上との相関がみられることから、売上高の多寡に応じた支援アプローチを行うことで、権利化の促進に向けて有用と考えられる。

(4) 知的財産権と中小企業の利益率

- ・ 知的財産権を所有する中小企業の売上高営業利益率は、所有しない企業に比べて、利益率が大きい。
- ・ 一方、従業員一人あたり売上高営業利益額をみると、所有する企業においては、いずれの知的財産権も利益額は所有しない企業よりも大きい。しかし、使用企業でみると、実用新案権、意匠権で、使用企業の利益額が所有しない企業の利益額を下回っている。実用新案権、意匠権を所有する企業に対し、その活用による事業貢献の事例などを示し、有効活用を図っていくことが求められる。